

事務連絡
平成27年11月18日

公益社団法人宮城県トラック協会 専務理事 殿

宮城運輸支局 検査整備保安部門 首席陸運技術専門官



大型自動車のタイヤ交換後における増し締めの実施及び日常点検における
確実な点検について

タイヤ交換時期における大型自動車の車輪脱落事故防止については、東北運輸局自動車技術安全部長通達（平成27年10月30日付、東自保第64号、東自整第101号以下「部長通達」という。）により関係団体及び大型自動車使用者に対する注意喚起をお願いしているところですが、11月中旬となり、多くの大型自動車がタイヤ交換を終了してきているこの時期に、再度、大型自動車使用者等下記事項について周知徹底し、車輪脱落の防止を図るよう東北運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官より事務連絡（平成27年11月16日付）がありましたので、貴会傘下会員に対し周知徹底していただきますよう宜しくお願い致します。

記

1. ホイールナットの増し締め後は、初期なじみによって締め付け力が低下することから、タイヤ交換後50km～100km走行後を目安に増し締めを行うこと。
なお、増し締めを行う場合は、部長通達の別添「ストップ！！ザ・車輪脱落事故」を参考に実施すること。
2. 日常点検において、目視や点検ハンマなどを用いて、ディスクホイールの取付け状態が不良でないことの点検を確実にすること。

